

抽選について

公開抽選日 令和8年12月8日(火)

公開抽選会場 西淀川区役所

- ・抽選時間などの詳細につきましては抽選対象者へ個別にお知らせします。
- ・希望者が学校の受入れ可能人数を超えた場合には、原則として公開抽選により入学者を決定します。
- ・通学区域に居住している児童生徒は、必ず入学できますので抽選の対象となりません。抽選の対象となるのは通学区域以外からの希望者です。
- ・双子など新1年生同士の兄弟姉妹の場合は、申請により1組として取り扱います。

優先枠について

学校の受入人数に余裕がない場合は抽選となりますが、下記の場合は優先枠となります。

1.きょうだい関係

兄弟が学校選択制により小学校、または中学校に在学していて、兄弟と同じ学校を希望する場合

2.自宅からの距離

自宅から希望する学校までの距離が明らかに近く、かつ通学区域内の学校より希望する学校の方が近い場合

「明らかに近い」とは、小学校の場合直線距離で200メートル程度、中学校の場合直線距離で500メートル程度とします。申請に基づき個別に審査します。

3.進学先中学校 中学新1年生のみ

学校選択制により通学区域外の小学校を選択した児童が、通っている小学校の進学先中学校を希望する場合

補欠登録について

- ・希望した学校の抽選に当選しなかった場合、第1希望校での補欠登録となります。
- ・入学予定者の国・私立学校への就学などで空きが生じた場合、補欠の方に対し、順次繰り上げ当選の連絡をいたします。
- ・繰り上げ当選の順位につきましては、抽選で決定します。
- ・繰り上げ当選の決定期間については、小学校が令和9年2月5日(金)まで、中学校は令和9年2月12日(金)までとなります。

参照 P.7「学校選択制の流れ・スケジュール」

入学先の決定通知

就学通知書を送付します。

発送時期 令和8年12月下旬

学校選択制により通学区域外（校区外）の小学校に就学している児童について

中学校

中学校に進学する際には、通学区域(校区)の中学校が就学指定校になります。在籍している小学校の進学先中学校への進学を希望される場合は、改めて学校選択制において、進学先の中学校を希望いただく必要がありますのでご注意ください。

障がいや就学に不安のある方について

「心身になんらかの障がいがある」「就学に不安を感じている」など、入学にむけてご相談のある方は、まず、通学区域の学校にご相談ください。特別支援学級への就学を希望される方は、必ず希望調査票に記入してください。20・21ページについてもご覧ください。

西淀川区内の市立小・中学校に入学しない場合の手続き

国立や私立の学校への入学が決定し、西淀川区内の学校に入学しない方は区役所への届出が必要です。

届出をする際に持参していただくもの

- ①「入学許可証の原本」… 入学する学校から発行される書類
- ②「就学通知書」… 区役所から送付される書類
- ③「指定学校外就学届」… 区役所の窓口にあります

期限

小学校 令和9年2月5日(金)

中学校 令和9年2月12日(金)

※抽選で補欠となった方が待機されています。速やかな届出にご協力ください。